

# 地 域 保 健 福 祉 課

### Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

生涯を通じた保健福祉サービスを提供するために、難病対策、母子保健、精神保健福祉、自殺予防対策、栄養改善事業並びに民生委員・児童委員、児童、母子・父子・寡婦、高齢者、障害児者、配偶者暴力相談等の福祉を中心に専門的・広域的に活動を展開した。

また、管内市町の保健福祉活動が円滑に行われるよう支援するとともに、関係機関連携を図り、地域の状況に応じた業務の推進に努めた。

#### 1 保健師関係指導事業

保健所保健師は、所属内の他職種を始め、管内市町や関係機関と連携を図りながら、広域的・専門的サービスの提供に努めている。

また、地域保健活動推進のため、管内保健師の就業状況や活動状況の把握に努め、地域保健活動推進のための支援を行っている。

##### (1) 管内概況

管内保健師の就業数、配属状況は、表1－(1)のとおりである。

地域保健法により、住民への身近なサービスは市町で、専門的・広域的なサービスは保健所（健康福祉センター）で提供している。

保健所保健師は7名、市町保健師は30名就業しているが、産休・育休代替職員等の確保が難しく、地域住民に寄り添った保健活動を効果的に展開するためには保健師の充足が望まれる。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和4年4月1日現在）（単位：人）

区 分 年 度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和2年度	37	7	18	5	6	1
令和3年度	37	7	18	5	6	1
令和4年度	37	7	17	6	6	1
勝 浦 市	8	-	3	3	2	-
い す み 市	14	-	8	3	2	1
大 多 喜 町	4	-	3	0	1	-
御 宿 町	4	-	3	0	1	-

(2) 保健所保健師活動

保健師は地域保健福祉課及び健康生活支援課に配属され、保健師活動を展開している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症に関連した電話相談が多く、感染症対応で昨年度に引き続き大きな役割を担ったことがわかる。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況(令和5年3月31日現在)

(単位：件)

区 分 種 別	家庭訪問		訪 問 以 外 の 保 健 指 導				個別の連携 ・連絡調整 延数 (再掲：会議)
			面 接		電 話	メー ル	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	
総 数	23		31	41	4,832	1	318(6)
感 染 症	6	7	1	1	2,138	-	227(-)
結 核	3	23	4	13	78	1	63(6)
精 神 障 害	4	4	0	0	5	-	-(-)
長 期 療 養 児	0	0	8	9	8	-	-(-)
難 病	8	11	18	18	36	-	28(-)
生 活 習 慣 病	-	-	-	-	-	-	-(-)
そ の 他 の 疾 病	-	-	-	-	1,217	-	-(-)
妊 産 婦	-	-	-	-	-	-	-(-)
低 出 生 体 重 児 ( 未 熟 児 )	-	-	-	-	-	-	-(-)
乳 幼 児	-	-	-	-	-	-	-(-)
そ の 他	2	2	0	0	1,350	-	-(-)
訪 問 延 世 帯 数	21	37					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和5年 2月27日 (Zoom開催)	コロナ禍における保健師の役割について	1 講演 「コロナ禍における保健師の役割について」 講師：千葉大学大学院看護学研究院 教授 宮崎美砂子氏 *保健事業研究会との合同開催	17人

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和4年 4月20日	令和4年度所内保健師業務連絡研究会計画案について 千葉県保健活動業務研究について 令和4年度管内保健師業務研究会予定について	6人
令和4年 6月13日	令和4年度保健師活動計画について 千葉県保健活動業務研究について 復命研修(発達障害関係)	5人
令和4年 8月26日	千葉県保健活動業務研究について	5人
令和4年 11月7日	千葉県保健活動業務研究について	5人
令和5年 3月15日	令和4年度保健事業のまとめ 千葉県保健活動業務研究のまとめ	5人

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
実施なし		

エ その他（上記以外に行っている研修会等）

表1－（3）－エ その他

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
実施なし		

（4）管内看護管理者研修会

表1－（4）看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
実施なし		

## 2 母子保健事業

小児慢性特定疾病医療費助成及び長期療養児への療養支援を実施した。

管内での出生数は減少しているが、支援が必要なケースには、引き続き発達支援を含めた子育て支援体制の充実を図っていく必要がある。

### (1) 母子保健推進協議会

夷隅管内の母子保健体制の構築を図るため、保健所・市町職員・教育機関・医療機関・福祉機関等による協議会を設置し、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催とした。

協議会資料を送付することで委員へ情報提供し、管内の母子保健の状況や管内療育施設等について共有した。

表2- (1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和5年2月 (書面開催)	17人	(1) 夷隅管内の母子保健事業の実施状況・計画について (2) 夷隅保健所母子保健推進協議会要領の改訂について

### (2) 母子保健従事者研修会

表2- (2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
実施なし			

### (3) 母子保健に関する連絡調整会議

こどもへの切れ目ない支援のため、保健・医療が連携し妊産婦及び乳幼児の健全育成に向けた支援体制の充実を図った。

表2- (3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和4年 12月28日	8人	(1) 夷隅管内の母子保健事業について (2) 令和4年度夷隅保健所母子保健推進協議会のテーマについて

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法25条の規定により管内の届出医療機関から届出のあったものを記載した。  
 なお、件数は届出医療機関別であり管外住所分も含まれる。

表2-(4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和4年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 以 上 24	25 歳 以 上 29	30 歳 以 上 34	35 歳 以 上 39	40 歳 以 上 44	45 歳 以 上 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	18	10	9	1	1	1	3	1	1	1	-	-
満7週以前	8	7	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
満8週～満11週	9	3	8	-	1	1	3	1	1	1	-	-
満12週～満15週	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満16週～満19週	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満20週～満21週	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療対象者に、千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく経費の助成を行っている。令和4年4月から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、従来の千葉県特定不妊治療費助成事業は終了となった。ただし、経過措置として令和4年3月31日以前に開始し、令和4年4月1日以降に終了した1回の治療を対象に助成を行っている。

ア 特定不妊治療費助成制度事業

表2-(5)-ア 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件 数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和2年度	21	35	11	8	(-)	16
令和3年度	24	35	5	7	(1)	23
令和4年度	9	10	1	7	(-)	2
勝浦市	0	0	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、( )内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
いすみ市	2	2				
大多喜町	5	6				
御宿町	2	2				

(6) 不妊・不育相談事業

表 2 - (6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内 容	対 象	参加人員
実施なし			

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度事業は、児童福祉法に法制化され、平成 27 年 1 月 1 日からは対象疾患等に変更があった。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため 1 年間の自動更新となり、20 歳を超えた対象者も受給者に含まれているために一時的に増加したが、令和 3 年度以降減少傾向である。

表 2 - (7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：件)

疾 患 名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町
総 数	26	16	13	5	5	2	1
1 悪性新生物	9	6	5	1	3	-	1
2 慢性腎疾患	4	4	4	1	1	2	-
3 慢性呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-
4 慢性心疾患	3	-	-	-	-	-	-
5 内分泌疾患	4	4	2	1	1	-	-
6 膠原病	2	-	-	-	-	-	-
7 糖尿病	-	1	1	1	-	-	-
8 先天性代謝異常	-	-	-	-	-	-	-
9 血液疾患	-	-	-	-	-	-	-
10 免疫疾患	1	1	-	-	-	-	-
11 神経・筋疾患	2	-	-	-	-	-	-
12 慢性消化器疾患	1	-	1	1	-	-	-
13 染色体又は遺伝子変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-
14 皮膚疾患	-	-	-	-	-	-	-
15 骨系統疾患	-	-	-	-	-	-	-
16 脈管系統疾患	-	-	-	-	-	-	-



(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22の規定により、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2-(8)-ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実施年月日	参加人数・内訳	内 容
実施なし			

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2-(8)-イ 療育相談指導内容

(単位：人)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数（延）	-	-	-
家庭看護指導	-	-	-
食事・栄養指導	-	-	-
歯科保健指導	-	-	-
福祉制度の紹介	-	-	-
精神的支援	-	-	-
学校との連絡	-	-	-
家族会等の紹介	-	-	-
その他	-	-	-

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2-(8)-ウ 訪問指導事業実施状況(疾患別)

(単位：件)

疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	-	-	-
脊髄小脳変性症	-	-	-
點頭てんかん（ウエスト症候群）	-	1	-

エ 窓口相談事業

表 2 - ( 8 ) - エ 相談内容

(単位：人)

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相 談 者 数 ( 延 )	7	15	8
申 請 等	7	15	8
医 療	-	-	-
家 庭 看 護	-	-	-
福 祉 制 度	-	-	-
就 労	-	-	-
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	-	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	-	-	-

オ 訪問相談員派遣事業

表 2 - ( 8 ) - オ 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和 2 年度	-	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-	-
令和 4 年度	-	-	-	-

( 9 ) 療育の給付制度

実施なし

(10) 思春期保健相談事業

学校・保護者・行政と連携し、思春期の子ども達が心や体の変化に対し正しい知識を身につけられるよう講演会を開催した。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
実施なし			

表2-(10)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
思春期教室	令和4年 7月13日	101人 勝浦市立 勝浦中学校3年生	講演：「中学生のこころとからだ」 ～将来のために今伝えたいこと～ 講師：丸山 祝子 氏（助産師）

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が平成31年4月24日に成立し、同日に公布、施行された。

この法律に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して、一時金が支給される。保健所は相談・受付の窓口を担っている。

表2-(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数（保健所受付分）

年度	区分	請求受付件数	相談件数（延べ）		
			電話等相談	来所相談	計
令和2年度		-	-	-	-
令和3年度		-	-	-	-
令和4年度		-	-	-	-

※一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

(12) その他会議や連絡会等

実施なし

(13) その他相談

該当なし

### 3 成人・老人保健事業

#### (1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設 6 施設・訪問看護ステーション 3 施設がある。(資料編に記載のとおり)

#### (2) がん検診推進員育成講習会

各市町の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等(以下「推進員等」という。)に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

長生、夷隅健康福祉センターが輪番で担当している。

令和 4 年度は長生健康福祉センターで実施した。

#### (3) その他のがん対策事業

該当なし

### 4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう健康相談に応じた。

#### (1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話相談に応じた。

表 4 - (1) 健康相談実施状況 (電話)

(単位: 件)

年度 \ 区分	男 性	女 性	総 数
令和 2 年度	2	8	10
令和 3 年度	8	8	16
令和 4 年度	0	0	0

## 5 総合的な自殺対策推進事業

平成28年4月1日に改正自殺対策基本法が施行され、市町村において自殺対策計画の策定が義務付けられ、自殺に関する相談については、精神保健福祉相談（心の健康相談）の中で、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師により実施した。

## 6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携を図り、地域の実情に応じた協力体制の構築と生涯を通じた継続的な保健サービスの提供を推進するため、「糖尿病重症化予防対策」をテーマに関係機関の代表者等で構成される協議会及び作業部会を開催し、地域の健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を行った。

表6－（1）夷隅地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和4年11月10日 (Zoom および来所にて開催)	24人	(1)令和3年度事業報告 ・令和3年度夷隅地域・職域連携推進事業実績 ・「テーマ1 たばこ対策」について ・「各事業所での健康診断の実施状況に関するアンケート」の結果について ・健康診断等受診啓発用チラシについて (2)令和4年度事業計画（案）について ・令和4年度啓発活動（案）について

表6－（2）夷隅地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和4年3月 (書面開催)	13人	(1)令和4年度事業実績について (2)令和5年度事業計画（案）について ・全体について ・共同事業「講演会の実施」について ・共同事業「特定健康診査の啓発用チラシの改定」について

表6－（3）共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和4年6月～	特定健康診査の受診啓発用チラシを活用した啓発、小規模事業所への健康づくりに関する啓発物による啓発
令和5年3月	委員から健康づくり講演会を周知しオンデマンド配信により開催
令和5年2～3月	特定健康診査の啓発用チラシ作成に関する検討会及び作業部会を開催し、改定の必要性や今後の活用について検討

## 7 栄養改善事業

地域住民の生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、「健康ちば21（第2次）」中間評価の結果を踏まえ、「減塩」や「野菜摂取量の増加」に力を入れ、適切な食習慣の普及啓発を行った。

また、健康増進法や食品表示法に基づく給食施設や食品関連事業者等への指導、普及啓発の他、地域住民の健康づくりが積極的に行われるよう管内関係団体等への情報提供を行い、望ましい食習慣が実践できる食環境の整備に取り組んだ。

### (1) 健康増進（栄養・運動等）事業

夷隅管内は、高齢化が進む地域であり、糖尿病や高血圧性疾患等生活習慣病の発症及び重症化予防が重要であることから、住民や事業者を対象とした研修会等の実施により、生活習慣病予防及び健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行った。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	27	-	-	-	-	-	-	-	428	-	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表 7 - ( 1 ) - ア 病態別個別指導状況

(単位：人)

種別 \ 区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	-	-	-	-	-	-
病態別運動指導	-	-	-	-	-	-

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7 - ( 1 ) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
病態栄養教室	実施なし	-	-	-

ウ 地域における健康づくり推進事業

表 7 - ( 1 ) - ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
地域における健康づくり講演会 (Zoom開催)	令和4年 10月6日	管内スーパーマーケット、弁当・惣菜店、給食施設等	24施設	講演「コロナ禍だからこそたっぷり野菜をおいしく食べよう！」NPO法人 いすみライフスタイル研究所 高原和江氏 講話「夷隅地域の健康を支える食環境づくりの推進について」地域保健福祉課 栄養担当
管内スーパーマーケットへの啓発物の提供	令和4年 9月、11月、 令和5年3月	管内スーパーマーケット	(11施設)	当所作成の店頭啓発用POP、ポスターを配付し掲示等依頼。

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表 7 - ( 1 ) - エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査	-	-
県民健康・栄養調査	夷隅郡大多喜町内 1地区	令和4年11月30日 (1)身体状況調査 (2)栄養摂取状況調査 (3)生活習慣調査

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7 - ( 1 ) - オ - ( ア ) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び 特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-
食品表 示基準 につい て(保健 事項)	栄養成分	24	24	2	2	巡回調査
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他※	-	-	-	-	-
健康増進法第 6 5 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		延相談件数		回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び 特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-
食品表 示基準 につい て(保健 事項)	栄養成分	-	-	-	-	-
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他※	-	-	-	-	-
健康増進法第 6 5 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-

( )内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)



表 7 - ( 1 ) - オ - ( イ ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分※	-(-)	-(-)
	機能性表示食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第 6 5 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		-	-
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む ( ) 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表 7 - ( 1 ) - オ - ( ウ ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位：件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
-(-)	-(-)	-(-)

( ) 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表 7 - ( 1 ) - カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
県民健康・栄養調査結果返却時にグー・パー食生活、減塩、野菜摂取、運動に関するリーフレットを配付	27 人	壮年期世代を中心に、減塩、野菜摂取、肥満予防に関する普及啓発	11	381 人

(2) 給食施設指導

管内給食施設は令和5年3月末現在50施設あり、給食施設の栄養管理及び衛生管理の向上を図ることを目的として、個別及び集団指導を実施し、給食運営の充実を図った。

管内の給食施設栄養士配置率は全体で66%である。

給食施設状況

表7-(2) 給食施設状況 (単位：件)

施設 総数	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない 施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師の いる施設		調理師 のいな い施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
50	15	21	10	15	12	8	11	17	1	3	44	108	6	50	29

ア 給食施設指導状況

表7-(2)-ア 給食施設指導状況 (単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回300 食以上 又は 1日750 食以上	1回100 食以上 又は 1日250 食以上	
個別 指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	45	4	27	14
		その他指導施設数	17	1	8	8
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-
集団 指導	給食管理指導	回数	3	3	3	2
		延施設数	70	11	39	20
	喫食者への 栄養運動指導	回数	-	-	-	-
		延人員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみの施設		どちらもいない施設		
			施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	
合計	50	45	15	13	10	7	8	8	17	17	
指定施設①	計	1	1								
	学校										
	病院	1	1								
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											
300食/回, 750食/日以上(指定施設を除く)②	計	5	4	3	3	2	1				
	学校	3	3	2	2	1	1				
	病院	1				1					
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設	1	1	1	1						
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											
100食/回, 250食/日以上(①, ②除く)	計	29	27	7	6	7	6	3	3	12	12
	学校	4	4	1	1			1	1	2	2
	病院	2		1		1					
	介護老人保健施設	5	5	2	2	3	3				
	介護医療院										
	老人福祉施設	6	6	2	2	3	3	1	1		
	児童福祉施設	11	11					1	1	10	10
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他	1	1	1	1							
その他の給食施設	計	15	14	4	4	1		5	5	5	5
	学校										
	病院	1				1					
	介護老人保健施設	1	1					1	1		
	介護医療院										
	老人福祉施設	5	5	3	3			1	1	1	1
	児童福祉施設	4	4	1	1			1	1	2	2
	社会福祉施設	4	4					2	2	2	2
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表 7 - ( 2 ) - ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止） 届	給食施設変更届
届出数	0	1	3
指導数	2	1	3

エ 給食施設集団指導

表 7 - ( 2 ) - エ 給食施設集団指導状況

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
給食施設管 理者・従事 者研修会	令和 4 年 6 月 23 日	管内給食施 設の管理者 及び従事者	33 人	講演「給食施設における衛生管理」 講師 長生健康福祉センター 食品機動監視課職員 説明 「第 4 次千葉県食育推進計画につ いて」 「令和 3 年度栄養管理状況報告書 の集計結果(栄養教育)について」 夷隅健康福祉センター 地域保健福祉課職員
管内保育所 給食施設栄 養業務検討 連絡会	令和 4 年 10 月 20 日	管内保育所 栄養業務担 当者	4 人	情報交換・業務検討 (1) 給与栄養目標量を満たす献立 作成について (2) 0 歳児の食品摂取状況（食べた ことのある食材）の把握方法 (3) 給食を活用した保護者への情 報提供等について
給食施設研 修会 (ZOOM 開催)	令和 4 年 1 月 17 日	管内給食施 設の管理 者、従事者 等	41 人	報告「令和 4 年度給食施設におけ る災害対策調べの結果について」 夷隅健康福祉センター 地域保健福祉課職員 講演「給食施設に必要な災害時の 備え」 講師 日本女子大学家政学部 食物学科 教授 松月弘恵 氏 情報交換「各施設での災害対策の 取り組み状況等」

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-(3)-ア 健康ちば協力店登録状況

令和3年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数*	
2	-	-	8

表7-(3)-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導		-		8	8		-
集団指導	3	288	-	-	-	3	68
合計		288		8	8		68

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7-(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
夷隅郡市食生活改善連絡協議会	167人 (3組織)	①研修会に関する事業 ②栄養に関する知識の普及啓発 ③栄養改善・食生活の調査研究 ④その他の目的達成のための事業	会運営への助言、研修会への支援	56人
夷隅郡市栄養士会	62人	研修会の開催、その他	会運営への助言、研修会への支援	28人

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7-(5)-ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
実施なし	-	-	-	-

表7-(5)-イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
実施なし	-	-	-

※ 市町村（在宅）栄養士研修会を含む。

(6) 調理師試験及び免許関係

表7-(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和2年度	22	15	68.2	23	5	5
令和3年度	20	8	40.0	11	2	3
令和4年度	21	17	81.0	18	8	5

(7) その他（夷隅保健所の独自事業）

表7-(7) その他（夷隅保健所の独自事業）

事業名	事業概要	回数	参加人員
実施なし	-	-	-

## 8 歯科保健事業

歯・口腔 の健康の維持増進を図ること、噛む・飲みこむことへの支援を目的として難病患者及び障害者等に対する講演会等を実施しているが、令和4年度は実施をしなかった。

## 9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ、市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り、受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

### (1) 管内病院からの届出等の状況

法律に基づき、入院・退院等の届け出に関する事務を行った。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況 (単位：件)

種別 年度	医療保護 入院届 (家族等 の同意)	応急 入院届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
令和2年度	96	-	161	5	-	85	-
令和3年度	100	-	101	2	-	173	-
令和4年度	122	-	117	9	-	162	-

### (2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第27条第2項に基づく、申請、通報、届出の処理状況を下表に示す。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況 (単位：件)

処理 申請通報等の別	申 請 ・ 通 報 届 出 件 数	診 察 の 必 要 が な い と 認 め た 者	法第27条の 診察を受けた者			法第29条 の2の 診察を受 けた者			法第29条 の2の2 の移送業 務		
			法第29条 該当症状 の者	そ の 他 の 入 院 形 態	通 院 ・ そ の 他	法第29条 の2の該 当症状の 者	そ の 他 の 入 院 形 態	通 院 ・ そ の 他	第 1 次 移 送	第 2 次 移 送	第 3 次 移 送
令和2年度	7	3	3	-	1	3	-	1	-	-	-
令和3年度	6	2	2	-	1	-	-	1	-	-	-
令和4年度	13	4	10	-	-	5	-	-	-	-	-

法第 22 条 一般人からの申請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 23 条 警察官からの通報	4	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
法第 24 条 検察官からの通報	6	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 25 条 保護観察所の長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 26 条 矯正施設の長からの通報	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 26 条の 2 精神科病院管理者からの届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 26 条の 3 医療観察法に基づく指定医療機関管 理者及び保護観察所長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第 27 条第 2 項 申請通報に基づかない診察	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- ※ 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計  
 2 「法第 29 条の 2 該当症状の者」は、法第 27 条の診察を受けた者の内数  
 3 1 次・2 次移送は、診察までの移送、3 次は措置決定後の病院までの移送

表 9 - ( 2 ) - イ 措置診察を受けた対象者の病名 (単位：件)

病 名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器 質 性 精 神 障 害		中 毒 性 精 神 障 害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ イ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他			
				認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他									
				F0		F1		F4							F6	F7	G40
				F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15										
令和 2 年度	4	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1			
令和 3 年度	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
令和 4 年度	10	7	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-			
診察 実施	要 措 置	10	7	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-			
	不 要 措 置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

- ※ 1 緊急措置診察を実施した結果、不要措置となった者 0 名  
 2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0 名  
 3 その他には病名不詳を含む。  
 4 F0～9, G40 は、世界保健機構 (WHO) の国際疾病分類 (ICD カテゴリー) の分類。



表9-(2)-ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（各年3月31日現在）  
（単位：人）

入院期間 年度	総 数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和2年度	5	4	1	-	-
令和3年度	2	2	-	-	-
令和4年度	9	9	-	-	-

表9-(2)-エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和5年3月31日現在）  
（単位：人）

性・年齢 区分	実 数	性			年 齢					延 回 数
		男	女	不 明	20歳 未満	20歳 く 39歳	40歳 く 64	65歳 以上	不 明	
相 談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪 問	7	4	3	-	-	1	4	2	-	17
電 話	11	8	3	-	-	2	6	3	-	158

(3) 医療保護入院のための移送（法34条）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による対応状況を下に示す。

表9-(3) 医療保護入院のための移送処理状況

（単位：件）

区分 年度	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和2年度	-	-	-
令和3年度	-	-	-
令和4年度	-	-	-

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条の規定により実施した相談及び訪問の実施状況を以下に示す。

表9-(4)-ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
毎月第1木曜日	午後1時30分～午後3時	夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）

表9-(4)-イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実 数	性			年 齢					延 回 数
		男	女	不 明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不 明	
令和2年度	77	51	26	-	5	10	38	21	3	160
令和3年度	78	40	38	-	-	22	34	17	-	166
令和4年度	49	29	20	-	2	16	20	10	1	137
勝 浦 市	10	5	5	-	2	-	6	2	-	18
い す み 市	21	15	6	-	-	7	8	5	1	73
大 多 喜 町	6	3	3	-	-	1	2	3	-	11
御 宿 町	7	4	3	-	-	5	2	-	-	26
管 外・不 明	5	2	3	-	-	3	2	-	-	9
相 談	13	7	6	-	2	6	4	1	-	34
訪 問	36	22	14	-	-	10	16	9	1	103

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9-(4)-ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

区分 \ 性	計	男性	女性	不明
電話	966	672	287	7
メール	1	1	-	-

表9-(4)-エ 相談の種別（延数）

(単位：件)

区分 \ 病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
		診療に関する事	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令和2年度	160	39	36	16	18	16	-	-	2	-	5	5	4	-	19
令和3年度	160	65	21	19	15	2	-	-	-	-	22	12	4	-	3
令和4年度	137	54	-	43	17	2	1	-	-	-	-	-	20	-	-
相談	計	34	14	-	13	5	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	男	20	9	-	6	3	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	女	14	5	-	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	計	103	40	-	30	12	2	1	-	-	-	-	18	-	-
	男	68	26	-	17	7	1	1	-	-	-	-	16	-	-
	女	35	14	-	13	5	1	-	-	-	-	-	2	-	-
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表9-(4)-オ 援助の内容(延数)

(単位:件)

種別 年度	総 数	医学的 指導	受療 援助	生活 生活 指導 支援	援 社 助 会 復 復 帰 帰	紹 介 ・ 連 絡	整 方 方 針 協 機 議 関 調	そ の 他
令和2年度	202	13	34	25	29	26	75	-
令和3年度	193	10	19	16	13	25	101	9
令和4年度	156	-	37	31	-	7	64	17

※ 援助内容は重複あり

表9-(4)-カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数

(単位:件)

	支援計画対象者			
	本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者	
合 計	-	-	-	-
勝浦市	-	-	-	-
いすみ市	-	-	-	-
大多喜町	-	-	-	-
御宿町	-	-	-	-

(5) 精神障害者社会復帰関係

令和元年度から、デイケアクラブは、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」に再編され、同事業の委託事業所(いすみ地域活動支援センター)にて実施することになった。

(6) 地域精神保健福祉関係

保健所の役割として、管内市町をはじめとする諸機関及び地域社会との緊密な連絡協調のもと、入院中心のケアから地域社会でのケアに福祉の理念を加えつつ、地域住民の精神的健康の保持増進を図るために、以下の業務を行った。

表9-(6)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数	対象者等		
夷隅圏域精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築会議	(1) 実務者会議	令和4年 7月28日	20名	対象：管内関係機関担当者	
		9月22日	22名		
		11月17日	24名		
		1月26日	27名		
	(2) 普及啓発事業検討会	令和4年 8月30日	11名		対象：実務者会議啓発担当者
		9月14日	11名		
		10月13日	11名		
		(3) 普及啓発事業	令和4年 10月17日		
	11月18日	97名			
	(4) 代表者会議	令和5年 2月24日	23名		対象：管内関係機関代表者

表9-(6)-イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数	延件数	
実施なし	-	-	-	-

表 9 - ( 6 ) - ウ 組織育成

(単位：件)

種別 区分	総 数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	-	-	-	-

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、「医療観察法」と略す）第108条の規定により、保護観察所を中心とした連携体制を保健所（健康福祉センター）にも求められている。

表 9 - ( 7 ) 医療観察法に係る会議への参加

(単位：件)

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	1	-	-

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議（Care Program Approach の略）とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

## 10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス肝炎及びC型ウイルス肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法への医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充された。

なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10-（1）肝炎治療特別促進事業受給者状況（単位：人）

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和2年度	19	-	11
令和3年度	16	-	8
令和4年度	21	-	5
勝浦市	2	-	1
いすみ市	18	-	3
大多喜町	-	-	-
御宿町	1	-	1

## 11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表11-（1）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業受給者状況（単位：人）

年度・市町村	病名 肝がん	重度肝硬変
令和2年度	-	-
令和3年度	-	-
令和4年度	-	-
勝浦市	-	-
いすみ市	-	-
大多喜町	-	-
御宿町	-	-

## 1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の56疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表12-（1）特定疾患治療研究費受給者状況

（単位：件）

年度・市町別 疾 患 名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	勝 浦 市	い す み 市	大 多 喜 町	御 宿 町
総 数	3	3	2	-	2	-	-
スモン	2	2	1	-	1	-	-
重症急性膵炎	1	1	1	-	1	-	-



表12-(2) 指定難病医療費助成制度受給者状況

(単位：件)

疾患番号 疾患名		年度・市町別						
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	勝 浦 市	い す み 市	大 多 喜 町	御 宿 町
総 数		707	656	671	166	366	61	78
1	球脊髄性筋萎縮症	2	2	2	1	1	-	-
2	筋萎縮性側索硬化症	9	6	5	-	4	-	1
5	進行性核上性麻痺	4	4	5	-	4	-	1
6	パーキンソン病	108	105	105	28	52	9	16
7	大脳皮質基底核変性症	2	2	1	-	1	-	-
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	1	-	1	-	-
11	重症筋無力症	14	13	17	6	7	2	2
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	7	7	7	2	5	-	-
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	5	5	5	1	3	-	1
15	封入体筋炎	1	1	1	-	1	-	-
17	多系統萎縮症	12	8	7	2	4	-	1
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	26	24	24	2	16	3	3
22	もやもや病	8	5	5	1	4	-	-
28	全身性アミロイドーシス	6	7	10	3	4	3	-
34	神経線維腫症	2	2	2	-	2	-	-
35	天疱瘡	4	4	4	1	1	1	1
37	膿疱性乾癬(汎発型)	-	1	1	1	-	-	-
40	高安動脈炎	2	2	2	-	1	-	1
41	巨細胞性動脈炎	-	1	2	-	2	-	-
42	結節性多発動脈炎	1	2	2	-	2	-	-
43	顕微鏡的多発血管炎	14	16	14	3	9	1	1
44	多発血管炎性肉芽腫症	4	3	3	1	2	-	-
45	好酸球性多発血管炎肉芽腫症	1	1	3	1	1	1	-
46	悪性関節リウマチ	3	2	1	-	1	-	-
49	全身性エリテマトーデス	59	56	54	16	30	4	4
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	26	25	26	12	4	5	5

表12-(2) 指定難病医療費助成制度受給者状況

(単位：件)

疾患番号 疾患名		年度・市町別			勝 浦 市	い す み 市	大 多 喜 町	御 宿 町
		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度				
51	全身性強皮症	32	29	30	7	15	4	4
52	混合性結合組織病	5	4	2	1	-	-	1
53	シェーグレン症候群	11	9	8	-	8	-	-
54	成人スチル病	3	4	4	-	3	1	-
55	再発性多発軟骨炎	1	1	1	-	1	-	-
56	ベーチェット病	18	15	18	4	11	1	2
57	特発性拡張型心筋症	12	12	13	6	7	-	-
58	肥大型心筋症	3	4	4	-	2	-	2
60	再生不良性貧血	5	5	6	3	2	1	-
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	1	-	1	-	-
63	特発性血小板減少性紫斑病	9	8	10	1	6	2	1
65	原発性免疫不全症候群	-	-	1	-	1	-	-
66	IgA 腎症	9	10	12	3	6	-	3
67	多発性嚢胞腎	6	6	7	2	4	1	-
68	黄色靭帯骨化症	9	8	8	3	4	1	-
69	後縦靭帯骨化症	33	19	22	3	12	3	4
70	広範脊柱管狭窄症	-	-	1	1	-	-	-
71	特発性大腿骨頭壊死症	30	28	23	6	10	3	4
72	下垂体性ADH分泌異常症	1	1	1	-	1	-	-
74	下垂体性PRL分泌亢進症	3	3	3	1	2	-	-
75	クッシング病	1	1	1	-	1	-	-
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	4	3	-	2	-	1
78	下垂体前葉機能低下症	6	7	7	1	4	2	-
84	サルコイドーシス	12	8	9	-	3	2	4
85	特発性間質性肺炎	31	28	23	10	9	3	1
86	肺動脈性肺高血圧症	5	5	3	2	1	-	-
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	3	3	-	1	1	1

表 1 2 - ( 2 ) 指定難病医療費助成制度受給者状況

(単位：件)

疾患番号 疾患名		年度・市町別			勝 浦 市	い す み 市	大 多 喜 町	御 宿 町
		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度				
89	リンパ脈管筋腫症	1	1	1	-	1	-	-
90	網膜色素変性症	14	11	10	3	5	-	2
93	原発性胆汁性胆管炎	3	2	3	1	1	1	-
95	自己免疫性肝炎	5	4	3	-	3	-	-
96	クローン病	17	18	18	5	13	-	-
97	潰瘍性大腸炎	62	63	64	12	44	3	5
98	好酸球性消化管疾患	1	1	2	-	1	1	-
111	先天性ミオパチー	1	-	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	5	5	6	1	3	1	1
117	脊髄空洞症	1	1	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	1	-	-	-	-	-	-
158	結節性硬化症	1	-	-	-	-	-	-
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	1	-	1	1	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	1	1	1	1	-	-	-
167	マルファン症候群	-	-	1	-	1	-	-
210	単心室症	-	-	1	1	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-	-	1	1	-	-	-
215	ファロー四徴症	1	2	2	1	1	-	-
221	抗糸球体基底膜腎炎	-	1	-	-	-	-	-
222	一次性ネフローゼ症候群	-	2	4	1	2	-	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	2	1	-	-	-	-	-
229	肺胞蛋白症（自己免疫異性又は先天性）	1	1	1	-	1	-	-
271	強直性脊椎炎	4	5	6	-	5	-	1
293	総排泄腔遺残	1	-	-	-	-	-	-
300	I g G 4 関連疾患	2	4	4	1	1	-	2
306	好酸球性副鼻腔炎	7	5	8	2	4	1	1
335	ネフロン癆	-	-	1	-	1	-	-

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 1 2 - ( 3 ) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町
令和 2 年度	3	1	2	-	-
令和 3 年度	3	1	2	-	-
令和 4 年度	3	1	2	-	-

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表 1 2 - ( 4 ) - ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和 2 年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 4 年度	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表 1 2 - ( 4 ) - イ - (ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和 2 年度	1	3	3	3
令和 3 年度	1	8	3	8
令和 4 年度	1	13	3	13

(イ) 訪問相談員育成事業

表 1 2 - ( 4 ) - イ - (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	月 日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和 2 年度	実施なし			
令和 3 年度	実施なし			
令和 4 年度	実施なし			

(ウ) 医療相談事業

表 1 2 - ( 4 ) - ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
実施なし					

(エ) 訪問指導事業

表 1 2 - ( 4 ) - エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

疾患名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	7	17	12
筋萎縮性側索硬化症	5	3	3
脊髄性筋萎縮症	-	1	-
パーキンソン病	-	4	1
多系統萎縮症	1	4	5
脊髄小脳変性症	1	2	-
肺動脈性肺高血圧症	-	1	1
筋ジストロフィー	-	2	2

(オ) 訪問診療等事業

表 1 2 - ( 4 ) - オ 訪問診療等事業実施状況 (単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和2年度			実施なし						
令和3年度			実施なし						
令和4年度			実施なし						

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

(カ) 窓口相談事業

表 1 2 - ( 4 ) - カ 相談内容

(単位：人)

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相 談 者 数 ( 延 )	16	137	18
申 請 等	15	99	16
医 療	-	1	1
家 庭 看 護	-	32	-
福 祉 制 度	1	-	-
就 労	-	2	1
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	-	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	-	3	-

(キ) 難病対策地域協議会

表 1 2 - ( 4 ) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	対象者 (職種)	参加者数	内容
実施なし				

### 13 受動喫煙対策

健康増進法の一部改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設においても原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施している。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和2年度	5	-	3	1	-	1
令和3年度	1	-	1	-	-	-
令和4年度	1	-	1	-	-	-

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和2年度	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-

#### 14 市町村支援

保健所保健師等は、所属内の他職種と協働し、地域診断等を実施し、健康課題を明らかにするとともに、広域的な情報や健康課題を市町村と共有し市町村の保健活動が効果的に推進できるように支援している。

##### (1) 市町村への支援状況

表14- (1) 市町村への支援状況

項目 市町	会 議 ・ 連 絡				技 術 的 支 援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
勝浦市	勝浦市地域包括支援センター運営協議会	1	1 課	事業評価・計画・体制確保	家庭支援	2	2 課 2 家
	勝浦市介護保険運営協議会	1	1 課	事業評価・計画・体制確保			
	勝浦市要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	3 課	事例検討			
	個別支援会議	1	1 課 1 家	事例検討			
いすみ市	いすみ市要保護児童対策地域協議会実務担当者会議	2	2 保	事例検討			
大多喜町	大多喜町要保護児童家庭実務者会議	1	1 保 1 家	事例検討	家庭支援	1	1 保 2 家
	大多喜町要保護児童家庭個別支援会議	1	1 課 1 家 1 相	事例検討			
	大多喜町健康づくり推進協議会	1	1 課	実績・評価・計画			



項目 市町	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回数	職種	主 な テ ー マ	事業名	回数	職種
御宿町	御宿町関係者会議	1	1 課 1 家	事例検討	家庭支援	7	7 家
管内	夷隅地区自立支援協議会児童支援部会	5	5 課	実施体制の確保			
	夷隅地区特別支援連携協議会総会 (書面議決)	1	1 医	実績・評価・計画・体制確保			
	夷隅郡市学校保健会定期総会 (書面開催)	1	1 医	実績・評価・計画・体制確保			
	夷隅地域在宅医療・介護連携推進会議	4	4 課	実施体制の確保			
	夷隅郡市地域包括支援センター連絡会	2	2 課	実施体制の確保			

※ 職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、看（看護師）、事（一般行政）、家（家庭相談員）、相（DV 専門相談員）

## 15 福祉関係事業

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表15－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和5年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和2年度	215	192	19	211	97	114
令和3年度	215	192	19	211	97	114
令和4年度	205	187	19	206	88	118
勝浦市	43	36	8	44	21	23
いすみ市	107	100	7	107	50	57
大多喜町	33	29	2	31	13	18
御宿町	22	22	2	24	4	20

### (2) 行旅病人及び行旅死亡人

#### ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治32年7月1日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

#### イ 管内の取扱状況

##### (ア) 取扱人員

取扱なし

表15－(2)－ア 過去3年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
行旅病人（人）	－	－	－
行旅死亡人（人）	－	－	－

(3) 児童福祉

児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給事務を行い、児童手当に係る市町事務指導監査を実施した。また、家庭相談員による相談等の支援を行っている。

ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表15-(3)-ア-(ア) 児童扶養手当受給者数

町	受給者数(人)	受給資格認定件数(件)
令和2年度	112	12
令和3年度	105	9
令和4年度	110	15
大多喜町	57	4
御宿町	53	11

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表15-(3)-ア-(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別														計	
	母子世帯							父子世帯								その他の世帯
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
令和2年度	88	-	1	7	1	1	-	8	-	3	-	-	-	-	3	112
令和3年度	82	-	2	7	-	1	-	8	-	2	-	-	-	-	3	105
令和4年度	87	-	2	8	-	1	-	8	-	2	-	-	-	-	2	110

イ 特別児童扶養手当

政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、監護している父もしくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表15-(3)-イ 特別児童扶養手当受給状況(単位:人)

区分 市町	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和2年度	75	8	7	27	33	-	-	35	40
令和3年度	65	8	5	27	28	-	-	35	33
令和4年度	65	7	4	31	26	1	-	39	30
勝浦市	17	-	2	9	7	-	-	9	9
いすみ市	34	6	2	13	15	-	-	19	17
大多喜町	10	1	-	5	3	1	-	7	3
御宿町	4	-	-	4	1	-	-	4	1

※ 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表15-(4)-ア 母子・父子福祉資金貸付状況(単位:千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和2年度	-	-	972	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	972	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
勝浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いすみ市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大多喜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - ( 4 ) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
	令和 2 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 4 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
勝浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いすみ市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大多喜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

市町を管轄する健康福祉センターに設置され、家庭（児童）相談員が関係機関と連携を図りながら子育て相談に応じている。

表 1 5 - ( 5 ) 家庭児童相談状況

(単位：件)

区分 年度	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪 問	電 話	面 接	学 校 生 活	家 庭 環 境	生 活 習 慣	障 害	そ の 他	対象者	回数
										乳幼児	0
令和 2 年度	194	58	128	8	30	70	11	-	83	中学生	7
令和 3 年度	219	74	137	8	40	64	12	-	103	高校生	2
令和 4 年度	392	138	247	7	89	120	44	-	139	その他	-

(6) 高齢者福祉

満百歳者に対する敬老事業や公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対する、法外援護給付金支給事業を実施している。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣からの祝状及び記念品を贈呈している。

表 15 - (6) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和2年度	48	10	38
令和3年度	41	3	38
令和4年度	43	3	40
勝浦市	11	0	11
いすみ市	17	2	15
大多喜町	6	0	6
御宿町	9	1	8

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業  
該当なし

(7) 障害者福祉

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委嘱や、市町が行う在宅の重度障害者等に対する福祉手当の給付及び日常生活用具の取り付けに必要な経費の給付に対し補助金を交付した。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知覚障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町が行う手当の給付に対して補助金を交付する。

表 15 - (7) - ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和 2 年度	341	1,439,533	12	49,824
令和 3 年度	338	1,409,950	12	49,824
令和 4 年度	322	1,392,650	12	51,900
勝 浦 市	153	661,725	-	-
い す み 市	13	56,225	12	51,900
大 多 喜 町	156	674,700	-	-

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

市町が行う在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費の給付について補助金を交付している。

表 15 - (7) - イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
令和 2 年度	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-
令和 4 年度	-	-	-

ウ 障害者差別相談事業

障害者に対する差別や偏見等に対して、相談や援助等を行っている。

また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を広く知ってもらうための周知活動も行っている。

表 1 5 - ( 7 ) - ウ 障害者差別相談状況 ( 単位 : 位 )

区 分	差別相談		差別相談活動件数内訳						虐待の相談		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他				
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和 2 年度	3	18	8	1	-	9	-	-	1	10	95	8
令和 3 年度	7	42	21	2	3	14	1	1	-	-	22	37
令和 4 年度	2	16	11	-	-	2	1	2	1	3	10	46

エ 地域相談員の委嘱

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第 1 4 条の規定により、管内 2 市 2 町より推薦のあった相談員を条例の地域相談員として委嘱している。

表 1 5 - ( 7 ) - エ 地域相談員委嘱状況

( 単位 : 人 )

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 2 年度	8	5	5	18	14	4
令和 3 年度	8	5	4	17	13	4
令和 4 年度	8	5	4	17	13	4
勝 浦 市	2	1	1	4	2	2
い す み 市	4	4	1	9	6	2
大 多 喜 町	1	-	2	3	4	-
御 宿 町	1	-	-	1	1	-



オ 地域相談員等研修会

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等に係る身近な相談役である地域相談員の円滑な相談活動と、地域連携の充実をめざして開催している。

表 1 5 - ( 7 ) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内 容
令和 5 年 3 月 7 日	身体・知的・ その他分野 相談員 11 名	(1) 報 告 「千葉県広域専門指導員の活動状況 及び夷隅圏域障害者条例の活動 について」 (2) 情報交換 「障害のある方のコロナ禍での不便 さ生き辛さについて」

(8) 配偶者暴力相談支援事業

配偶者暴力相談支援センターとして、相談支援事業を実施している。

DV被害者からの相談に対し、必要な助言・支援を行っている。

表1－(8) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区 分 年 度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分
令和2年度	114	68	-	64	25	22	-	22	89	46	-	42	8	8	-	8
令和3年度	90	51	-	42	12	12	-	9	78	39	-	33	2	2	-	2
令和4年度	99	36	1	35	5	5	-	5	94	31	1	30	2	2	-	2
区 分 年 度	書面提出 件数	通報件数		来所相談 証明書 発行件数	交際相手からの暴力 相談件数											
					総数	通報										
令和2年度	2	-	-	7	-	-										
令和3年度	-	-	-	2	-	-										
令和4年度	-	-	-	2	-	-										

(9) 戦傷病者の援護

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の支給、医療券の交付及び乗車引換証(変更)の交付を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

令和4年度における戦傷病者手帳所持者数は3名(勝浦市1名 いすみ市1名 大多喜町0名 御宿町1名)であった。

(令和4年度補装具支給・医療券交付・乗車引換証(変更)の交付実績なし。)

表15-(9)-ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位:件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証(変 更)の交付
令和2年度	4	-	-	-
令和3年度	3	-	-	-
令和4年度	3	-	-	-
勝浦市	1	-	-	-
いすみ市	1	-	-	-
大多喜町	-	-	-	-
御宿町	1	-	-	-

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族相談員3名(勝浦市1名、いすみ市1名、大多喜町・御宿町1名)に嘱託を行っている。

戦傷病者相談員1名に嘱託を行っている。(管内市町からの候補者はなし。)

表15-(9)-イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位:人)

市町村	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町	合計
戦没者遺族相談員	1	1	(1)	(1)	3
戦傷病者相談員	(1)	(1)	(1)	(1)	1

(10) 児童手当事務指導監査

市町村における児童手当事務の円滑かつ的確な実施を図り、もって児童手当制度の適正な運営に資することを目的として、指導監査を行っている。

表 15 - (10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和2年度	令和3年度	令和4年度
勝浦市	-	-	2月21日実施
いすみ市	-	-	-
大多喜町	-	-	2月14日実施
御宿町	-	-	2月28日実施

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センターは、平成16年10月から相談等の事業を始めたが、健康福祉センターはこれをサポートするとともに、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表 15 - (11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和5年3月7日(火)
場所	いすみ市大原文化センター 1階 大会議室
内容	(1) 報告 「中核地域生活支援センター夷隅ひなた活動報告」 (2) 情報交換 「障害のある方のコロナ禍での不便さ生き辛さについて」
構成員・参加者人数	市町行政・障害者団体・社会福祉事業者関係者・民生委員 児童委員協議会・社会福祉協議会 21人

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、自立相談支援機関に委託し就労支援等の支援を行っている。  
また、関係機関との連絡調整会議を毎月開催している。

表 15 - (12) 生活困窮者自立支援実施状況

	支援調整会議(回数)	新規相談受付件数(総数)	プラン作成件数(総数)	就労支援対象者数※	法に基づく事業等利用件数						その他			(一般就労総数)	支援メニューの利用状況								増収者数(総数)
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	生活福祉資金等による貸付	生活保護受給者等	就労自立促進事業		住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	就労自立促進事業	生活保護受給者等	
令和2年度	12	36	11	10	4	-	-	6	-	10	15	1	3	4	-	-	6	-	10	-	-	3	
令和3年度	12	45	14	9	2	-	8	7	9	20	4	8	2	-	-	7	-	9	4	-	-	6	
令和4年度	12	41	14	5	1	-	7	4	5	3	3	1	3	1	-	7	-	5	3	-	-	3	
大多喜町	12	23	9	3	1	-	4	4	3	2	2	2	2	-	-	4	-	3	2	-	-	2	
御宿町	12	18	5	2	0	-	3	0	2	1	1	1	1	-	-	3	0	2	1	-	-	1	

※ プラン期間中の一般就労を目標にしている